

≡ 文化財だより

第 25 号

平成24年 3月

発行 真鶴町教育委員会

特集 歴史を知る、感じる 文化財を活かす、伝える (二)

文化二年の連絡帳

「瀧門寺の校割帳」から

文化財審議委員

川 口 仁 齊

文化財とは文化的財産のことで、特に過去の文化的な活動により作られたり、構成されたものをいいます。このため文化的遺産ともいわれています。これらは、有形無形を問いません。

真鶴町では、多くの先輩方々の「文化財を大切にしよう」との考え方から、昭和四十五年に文化財保護条例が制定され、今日まで多くの物件が重要文化財として指定されてきました。

先輩諸先生方からお聞きした当時の事情は、何はともあれ郷土の文財を発掘し調査して、「散逸しないようにするために、とりあえず指定だけはしておこう」との考えであったことがうかがえます。

私たちは、郷土の宝ともいえるこ

れらの文化財を保護していくとともに、商業的資産あるいは観光資産として利用するだけでなく郷土を深く知り大切にするために文化財の活用を考えて行くことが大事であります。

前号では如来寺の校割帳の中から如来寺の梵鐘について書きましたが、今回は瀧門寺の校割帳について見てみます。

校割帳とは寺の全財産を調査して記載する、現在でいうところの財産目録のことです。この校割帳も古文書の53として真鶴町重要文化財に指定されております。

なお、この校割帳が作成されたのは表紙の記述から十五世五法越群和尚の時であるようですが、奥書の部分には

維時文化二乙 年九月日

拾五代遷化後

多宝山瀧門寺鑑寺

江之浦村

昌満寺

大報印

目 次

特集

歴史を知る、感じる

文化財を活かす、伝える

文化二年の連絡帳

「瀧門寺の校割帳」から……………1

文化財審議委員 川口 仁 齊

「武家政治の夜明け

西相模真鶴・岩の役割」……………3

文化財審議委員 小野間 松 男

「古文書をのぞいてみて」……………5

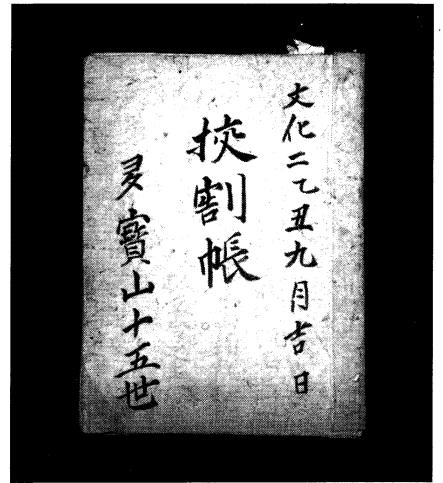
文化財審議委員 露 木 万津世

「和船と唐船との違い」……………6

文化財審議委員 三 木 宏

平成二十三年度文化財保護事業……………8

との記述がみられるので十五世の時代のものを記述搭載して十五世が遷化（亡くなること）の後に昌満寺の大報が奥印したことがわかります。また、前書きから文化二年（1805）の時には、無住（住職がいないこと）であったことが考えられます。以下に文化財に親しめるよう、写真と文面の一部を載せておきます。

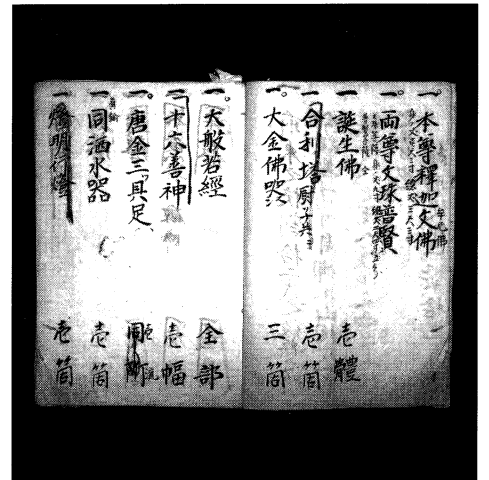


文化二 乙丑 九月吉日
校 割 帳
多宝山 十五世



一、前来之校割拾二代之後無之所
今般無住二付自御本山相改入一覽
候趣仍之促人檀頭立合之上改
之者也

維時文化二乙丑稔九月
(牟尼佛)



一、本尊釈迦文佛

身ノ丈九寸総丈二尺四寸五分

一、両尊文殊菩薩

文殊菩薩

身ノ丈九寸総丈二尺四寸五分

普賢菩薩

同

一、誕生佛

一、舍利塔厨子共二

一、大金佛器

一、大般若経

一、十六善

一、唐金三ツ具足

後省略

一つ一つの物件は、宝物・大殿分・
御影堂・庫院と所在場所や格納して
ある場所ごとに整理記載されており
ます。

宝物については、破損した部分を修

理して現在も大切に祠られておりま
す。しかし一部は、資金の都合により
修理のできない物もあり、後世に伝え
るため早急な修理が必要であります。
大殿(本堂内)のものについては破
損消失したものもあるようですが、
現在も法要に使われているものもあ
ります。

大杉戸のところに「震災ニテ破損」
との書き込みがあります。いつの地震
のときなのか確認してはおりません
が、筆者は「大正十二年の関東大震災
のときに、本堂が傾き歪んだため、杉
板でできていた戸は、ばらばらに割れ
てしまった」と伝え聞いております。

御影堂(現在の開山位牌堂)のもの
は一部をのこして消失しております。
庫堂(庫裏)の品々は鍋、釜、鉄ビン
をはじめ生活に必要なものがごと細
かく列記されており、当時の寺院で
の生活を推測する材料となります。

ここに風外和尚手席(跡) 拾式枚
とあるのは、真鶴ではよく知られて
いる風外惠薫禅師の書であります。
当時は拾式枚の紙であったようです
が、傷みが激しかったので平成八年
に篤志の寄付や町の補助金を資助と
して大修復をし、十二幅の軸装が完
成し大切に保管されています。

つぎに揚げられている「蛇骨」と
は、寺の後ろにあった滝の滝壺から
発見された大蛇の骨であるとされる

のものです。明和8年と書かれた立
派な箱にはいつています。この箱を
やたらに開けると大雨が降るといわ
れています。また、太平洋戦争のと
きに出征する兵士が身につけている
と、鉄砲の弾に当たらないとされ、
寺へ借りにきてそれを持って戦地へ
赴いたと聞いています。「生きて帰る
ことなく死ぬまで戦う」という建前
とは違って、どうしても生きて故郷
に帰りたいという切なる願いが思い
やられます。

このように一つ一つの物件だけで
なく、列記されている行間に埋もれ
ている事柄を読み取ると、よりいっ
そうイメージが湧いてきます。また、
文化二年の当時にあった物品が今で
も十分に役目を果たすことができる
ものとして使われていることは、感
慨深いものがあります。

なお、この校割帳が作成された二十
八年後の天保4年に作成された「御
調書上帳」や大正年間の財産目録、昭
和になつての財産目録、さらに明治、
大正、昭和にかけての「檀徒数調査書」
などを有機的に調査し照らし合わせ
て見ていくと、江戸時代から現在に
至る寺の歴史や、さらに岩村の村勢
などを推し量ることができます。

このようなことからこの校割帳は、
現在の私たちに向けて渡された「連
絡帳」であるといえます。

武家政治の夜明け

西相模真鶴・岩の役割

文化財審議委員

小野間 松 男



頼朝線刻図と鴉の窟縁起

頼朝公船出の浜については吾妻鏡・平家物語・源平盛衰記など諸説あります。
鴉の窟については、北条五代実記（小田原北条記）・卷三の（三）永正末から大永八年氏綱・走湯山に参詣の中に「…略…氏綱伊豆山への御参詣あり…略…帰路の道すがら真名鶴が崎という所で鴉の岩谷と呼ばれる大きな岩穴を見物し

た。ここは昔、頼朝公が石橋山の戦いに敗北し、身を隠し運を開いた所である……略……と。

天文十四年二月十四日、連歌師

谷 宗牧は、『東国紀行』に「熱海を出でて走湯山一見……略……真鶴が崎、石上しる所にて……略……しとどの岩屋みせ侍り……頼朝かくれおわしけるを……」とあります。

なお、正保二年中春に書かれた僧蔭山と風外和尚の二人の「鴉の窟縁起」。蔭山の「頼朝線刻像と縁起残痕」の石碑も残されています。その上寛文十二年の「相州西郡西筋真鶴村書上ヶ帳」に村人の鴉の窟信仰も見られます。

船出の浜につきましては天保年間（1830-43）に編纂されました「新編相模国風土記稿」を待たなければなりません。然し、風土記稿の文の前提に成ると思われまます。鮫追船の一文は、元龜二年五月十六日と天正九年十月十三日の北条家朱印状（鮫追船二艘諸役免除）と発年不詳だが八月七日に真鶴船方中に発せられた石巻家貞書状も現存しております。その上、前後が省略されたと思われる延宝四年の「岩村明細帳」（写し文書）にも記録されています。

それでは、「風土記稿」村里の部、岩村を見ますと、船出に関する文章を読むことが出来ます。

一、海東方に在り、小船八艘を置く、此の内鮫追船。村人が天当船とも言う三艘は、治承の昔、頼朝公より舟役を免除されたと言います。古老の伝えるには「頼朝公が岩浦の海岸へ逃げ来たりし時、小舟に乗せて房州へお送りしました。二、三町沖まで漕ぎ出した時、大庭の軍勢が押し寄せて、村人に訊（尋）ねた。「頼朝は何処だ。あの船は何だ」と、村人は「知らぬ、知らぬ」「あの船は私達の漁労を邪魔する鮫を追ひ払う船だ」と答えたところ、追っ手はこれを信



じて退散し、頼朝公は難を逃れました。天下を統一掌握した後、此の舟三艘は永く船役を免除されました。（吾妻鏡・源平盛衰記の抜粋も記録されています）

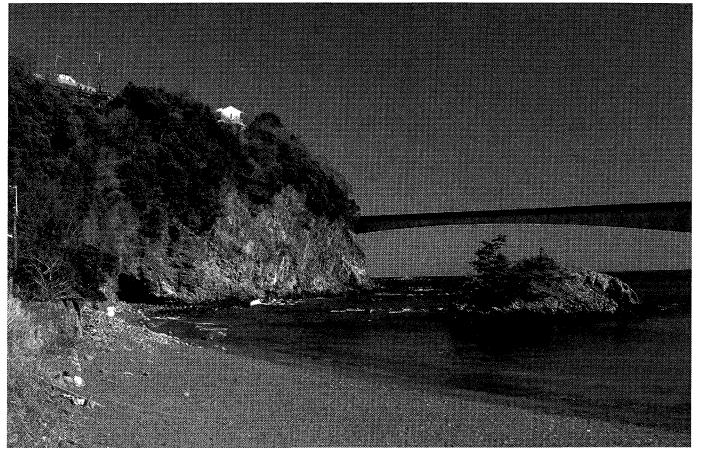
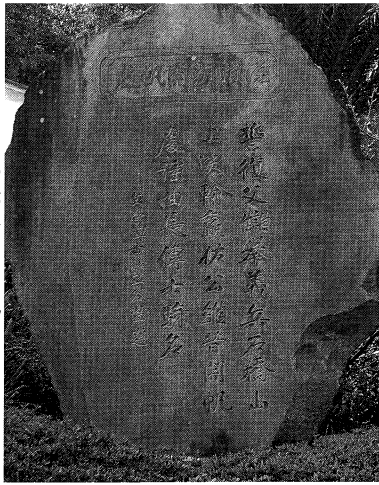
小田原北条氏の時も、旧の例にならい船役は免除されました。此の時の証状、朱印状は今も村に伝えられています。

また、明治二年、岩村役人並惣百姓惣代 伴右衛門が願ひ出た「漁業免許鑑札願」には「頼朝公当村の漁船で房州に渡られた功に依り「海は櫓櫓の及ぶ文、山は牛馬の通う文、何の渡世も自由である」とのお墨付きを頂きました。北条氏直公の時、このお墨付きと引き替に「鮫追船諸役赦免」の朱印状を頂きました」と書かれています。（出展を明らかにしたい）

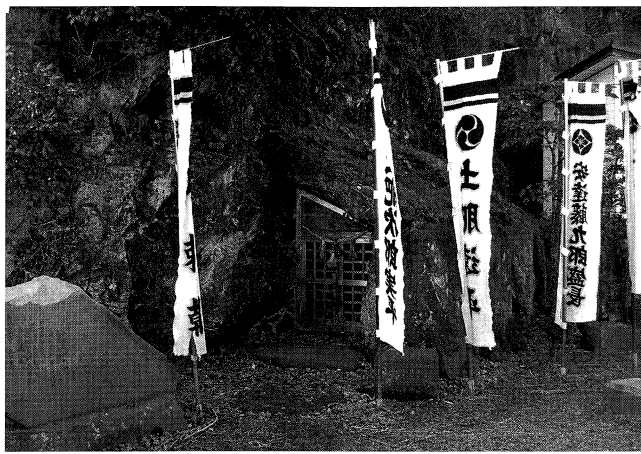
一、兒子明神社は村の鎮守で、例祭日は六月十五日、土肥実平の外孫萬壽冠者の霊を祀る。伝え聞くとところでは、「治承四年八月二十八日頼朝実平等を引き連れて、岩浦から乗船し安房の国へ落ち行く時、実平の外孫萬壽冠者は、実平の跡を慕い追い岩浦まで来ましたが、既に出帆して間に合わず涕泣（涙を流して）して悲しみ自殺しました。岩松山光西寺に葬り、其の霊をここに祭りました」と。（御霊信仰の表れと思われまます）

源平盛衰記に曰として「土肥実平は出富の小検校せうけんぎょうと言う海人か…略…。萬寿冠者を始めとして伊藤入道五十騎馳はせ来たり…略…。漕そうげや急げやとて、安房国洲の崎を志して落ちにける」までを記しています。

源頼朝開帆



— 弁天島を前に船出の浜毎 —

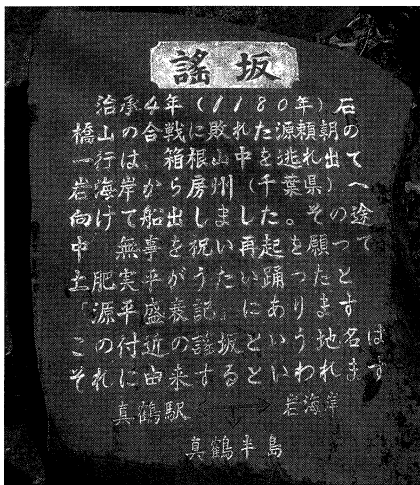


鴉の窟

（当時の武家集団の構成、姻戚関係、政変後の武士団の動きが類推出来ま
す。）
真鶴からの船出については吾妻鏡
八月二十七日の項に「北条殿、同四
郎主・岡崎四郎義実・近藤七国平
等、土肥岩浦より房州指して纜ともろを解
く……」とあり、同じく二十八日
には「実平は土肥の住人貞恒さだねに小舟
を用意させ、頼朝真鶴崎より船に乗
り安房あわの国の方へ赴おもむいた」と書かれて
います。然し「真鶴村書上帳」には
記載は無く、「風土記稿」には「頼朝
敗走して二十八日当所より船に乗っ
て房州へ赴きしこと吾妻鏡に見ゆ、
按ずる（考える）に頼朝乗船せし旧跡
は今、隣村に在り併せ見るべし」と。

又、五味家に残る「伊豆名跡志」
の写し文書によれば「略……。土肥
次郎を初とし息子遠平・土屋三郎家
遠・岡崎四郎義実・新開荒太郎・安
達藤九郎盛長、主従七人の人々は：
（鴉の岩屋へ小舟で入る）……：
（浦人三名に名字を授ける）名字を与
えた二十八日も暮れければ、岩屋を
出で賤しずが伏戸（貧しい村人の家）へ
行き、夜半風雨も静まったので纜ともろを
解いて船出した」と記されています
が村人の伝承が、あまり伝わって来
ません。寛文の時、港に浮ぶ当時の
天当船・小早船の免税記録も伝えら
れていません。

西相模の緑に霞む山々、青き海原
白く波打つ浜辺を漫ろに散策し歴史
のロマンに浸り、セピア色に現れる
故郷の面影や足音を臉またたに浮かべ貴族
から武家へ政治文化が移動した一大
転機に想いを馳せ……と。



源頼朝退路と七騎落ち船出を考える

吾妻鏡

- 8.17 山木の目代兼隆を討つ。
20 頼朝豆相の御家人を集め土肥郷に集結する。
23 石橋山に300騎、大庭の軍勢3,000騎。
夕刻合戦に敗れて梶山の山中に逃げ入る。
24 梶山の掘口の辺りに陣を取る。
臥木の上に立ち実平全員の逃亡不可。分散別離を提案
する。

頼朝聖観音像を巖窟に安置する。

箱根権現の別当行実の家に入る。

- 25 箱根通を経て土肥へ。
27 北条殿・四郎主・岡崎四郎・近藤七国平等土肥
岩浦より房州へ船出。
28 土肥実平が貞恒に船を用意させた。
頼朝土肥真名鶴崎より乗船安房国を目指す。
遠平は伊豆秋戸の御台所へ使者として向かう。
29 頼朝安房国平北郡獵島に着く。

平家物語

8.17 伊豆山木の目代を討つ。

20 土肥郷に集結。

23 早川尻へ早川党の進言で米神→石橋へ。

夕刻石橋合戦敗北梶山の山中へ逃れる。

24 梶山の臥木に腰を掛け、「散り散りに落ちべし。」

北条時政・義時甲斐へ、加藤・田代は伊豆へ。

頼朝に従う者(土肥次郎・弥太郎・新開荒次郎・土屋三郎・岡崎四郎・下藤の舍人七郎丸)

杉のうつろ(洞)に隠れる(梶原のこと)

鍛冶屋か入(山)に移る(隠れる)

伊東の軍勢、土肥館を焼き払う。(焼亡の舞)

28? 小浦より船一艘で安房の国目指して。船出
(烏帽子の件、万寿の件)



源平盛衰記

8.17 頼朝伊豆の目代山木判官兼隆を討つ。

20 頼朝終結した伊豆相模の兵を具して土肥へ。

22 300余騎を率いて早川尻に。

早川党の意見に従い米嶺石橋に移る。

大庭の軍3000余騎。

23 夕刻より合戦、佐奈田与一のこと。

敗北し24明け方土肥を差して落つ。

24 頼朝は梶山に入る田代冠者木に登りて^{さんざん}散々に射る。

頼朝殲の岩屋(谷)の臥木で休み「多勢では逃れられない…各自落つべし」と山に籠る者は(土肥実平・遠平・新開次郎・土屋三郎・岡崎四郎・安達藤九郎盛長)

臥木隠れと梶原景時のこと。

小道峠に登る。仏壇の下に穴に隠れる……

梶山を出て土肥の真鶴に落ちんとする。

土肥の館あたりが焼き払われる。実平焼亡の舞。

28 甲斐の住人、大太郎烏帽子商人に逢う。

土肥次郎は、出富の小検校海人か小船を借り、真鶴岩が崎より安房の洲の崎志して船出。

万寿冠者の件、早川尻の件。

※義経記・愚管抄・謡曲七騎落などある。

古文書をのぞいてみて

文化財審議委員

露木 万津世

学生時代に習った漢文の複雑さよりははるかに楽に接しられる古文書(こもんじょ)に出会ったのは旅に出て、古い街角の広告立札でした。字も言い回しもよく解らなかつたけど同じ日本人が相手に伝えようとして書いてあるものが読めないのは何とも口惜しい。古文書といふ言葉があり、くずし字やへんたい仮名や言葉の言い回しやきまりがおおくりました。まるでクイズを解く面白さがあります。身近に住む人達の生活をまず知りたいと町中にある文書を読んでみました。書く人の手くせが多いので判読するむずかしさはありますが辞書をひく楽しさが加わります。真鶴に住んだ漁師やその他いろいろな人の書き残したもので楽しくさせて頂けると思います。文字の中で遊ぶ楽しさがありそうです。簡単に読める文章を取り出してみました。少しでも古文書に興味をお持ちの方、読んでみて下さい。

一札の事

一、松林三枚所ハ壺本松と申所^二而^テ

右^ハ我^ハ所^ニ持^ツ之^ノ林代金^ニ式^ニ分^ル

売渡^シ則^チ右^ノ之^ノ金子^ニ儲^ル二^ニ請^フ

取^リ申^ス所^ニ実^ニ正^ニ也^{ナリ}尤^モ右^ノ之^ノ林^ニ二^ニ付^ス

外^ニリ^ニ遠^ニ乱^ル申^ス者^ハ無^ク御座^ニ候^ニ万^一

一^ニ六^ニツ^ニケ^ニ敷^キ義^ニ申^ス出^ス候^ニ者^ハ御座^ニ候^ニ

ハ、我^ハ等^ハ何^ノ方^ニ迄^モ罷^リ出^ス急^ニ度^ニ

埒^ニ明^ニ貴^ニ殿^ニ方^ニへハ^ハ少^クも御苦^ニ勞^ニ懸^ル

申^ス間^ニ鋪^ニ候^ニ為^ニ後^ニ日^ニ証^ニ文^ニ仍^ニ而^ニ

如^レ件^{ナリ}

林主

忠吉^印

明和四年^{1767年}

証人

惣助^印

亥

九月日

魚や

与次兵衛様

(注)

「透」は「違」の異体字(そむく、したがう)

「埒」明

埒の異体字(まちがいを正し)

「実正」事実のとおり正しいもの

「ホ」「等」の異体字

松林三投所
善平松中
下

卷之五

黃河入海

五中不實四支毛骨相

節分建礼中志云此礼乃

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

以執何方延

時雨也。波乃心少も。浪意乃。冠。

中夏猶以物類自況又曰

如件
卷

明初年

范



亥
月
日
亥

五

文化財審議委員

三木

宏

記憶に新しいところですが、平成

二十三年十月に考古学を専門とす琉球大学の池田英史教授らの研究チ

ームは、長崎県松浦市鷹島南岸の沖合200メートルの地点で、元寇げんこうの際に沈

た。平成二十四年二月には、鷹島沖

の鷹島神崎遺跡について、文化審議会
は史跡に指定するように文部科学

省に答申しました。指定されれば1694件目の史跡になりますが、水

中の遺跡では初となります。

「元寇^{げんこう}」といえば、鎌倉政権下にお

役と1281年の弘安の役で、蒙古

来襲とも言われ、主に九州・北畠が単
場となりました。時の執権・北条時
宗^{むね}が、まご^{まご}の見ぬ当^あ時^{とき}中国を支配して

宗がまた見ぬ当時に中国を支配して
いたモンゴル帝国・元の戦法に翻弄

さねなからいも、なんとが倒睡を食い止めていました。

が、実はその実態はほとんどわかっていない日本史上類例のない大事件です

ていません。元軍がどのような装備だったのか、どのような軍船を用い

ていたのか、元軍と鎌倉武士がどのような戦い方をしたのかなど、詳しい記録や資料がないこともあり、未だに謎のベールに包まれています。

1281年の弘安の役では、鷹島沖に集結した4400隻の元の船の多くが、後に「神風」と呼ばれる暴風によって沈没したとされています。

これまで、鷹島周辺で船の碇や破片が見つかった例はありますが、構造をとどめる船が見つかったのは初めてです。水深23メートルの海底まで潜水

し、堆積した泥や砂を約1メートル掘り進んだところで、船底の背骨に当たる重要な木材が幅約50センチ、長さ約15メートルにわたって確認され、竜骨の両

側に沿ってそれを囲む外板が2〜5
トールの範囲で並んで見つかり、船内に
南宋時代の陶磁器のかげらなどが多
数散乱していたことなどから、2度

目の元寇の時の沈没船と断定できなかった。

今回の発見により、約700年ぶりに姿を現した元寇船は、そんな歴史の闇に一筋の光を当て、それを手がかりに元寇の全容や元軍の全体像を解き明かす発端になる可能性を秘めています。元寇船はこれまで、絵に描かれたものでしか分からなかっただけに、船底部分だけとはいえ実物調査できる意義は極めて大きいものです。

話は変わりますが、現在NHKの大河ドラマ「平清盛」が放映され、ドラマに出てくる「唐船」が平安時代末期以降、宋商船（中国式ジャンク船）として博多に頻繁に来港し、日宋貿易が盛況を呈しました。

宋からの渡来品は平安貴族の間で珍重され対宋貿易が利益の大きいことに注目した平清盛は、兵庫津（大輪田泊）を改修して宋船を従来の取引港であった博多から兵庫まで引き入れ、積極的な外交貿易を実行しました。しかし、外交政策に閉鎖的な平安貴族からは必ずしも歓迎されなかったようです。

なお、鎌倉時代になると、交易品や入宋する僧侶を乗せた日本船の渡宋も行われるようになりました。特に將軍実朝は自ら渡宋しようと計画し、唐船の建造に着手しましたが結果的には失敗におわり、その目的は達成されませんでした（鎌倉幕府記録資料『吾妻鏡』）。

この当時に来港した唐船は中国式ジャンク船が、元寇に転用されたと考えられます。元寇船には和船にはない、西洋の船にも構造上類似する竜骨（キール）が特徴的です。

さて、「和船」とは日本列島において発達した構造船や準構造船の総称です。貴船祭りを賑わす小早船や權伝馬がこれに当たります。江戸初期

までの和船は帆桁が下部にもあり、風上への渡航が出来なかったため、軍船の場合は数十挺から、多いものでは百挺以上の櫓を有して、漕走を主としました。かつて真鶴の経済を支えた、江戸時代中期以降に出現した弁才船になると、下部の帆桁がなくなり、帆の下部をすばめる事で風上への航行（間切り走り）も可能となったため、江戸時代の近海海運は大いに発展することになりました。

日本は船舶の設計思想において西洋や中国の外洋船と大きく異なる形での発展を遂げました。すなわち、西洋や中国の外洋船が、応力を竜骨（キール）や助材で受け、外板は応力を負担しない構造であったのに対して、日本の船舶は古代の丸木舟以来、外板が応力を受け持つモノコック構造であったのです。

舟形埴輪に見られる、古墳時代の準構造船や平安時代の遣唐使船、先に挙げた大型商用船の弁才船や河川や湖沼の内水面で使用された船舶に至るまで、日本の船舶は全てこのような設計思想のもとに建造されました。「和船」とは、こうした基本構造のもとに、日本各地の風土や歴史に応じて多種多様な発展を遂げた船舶の総称であります。

なぜ、日本の船舶には竜骨（キール）の設計思想がなかったのか、一

説には江戸幕府が船に竜骨やマストや帆を2本以上用いることを禁じたというものがありますが、特に資料的な裏付けがありません。これはあくまで、利便性・経済的理由を主としているものと考えられます。

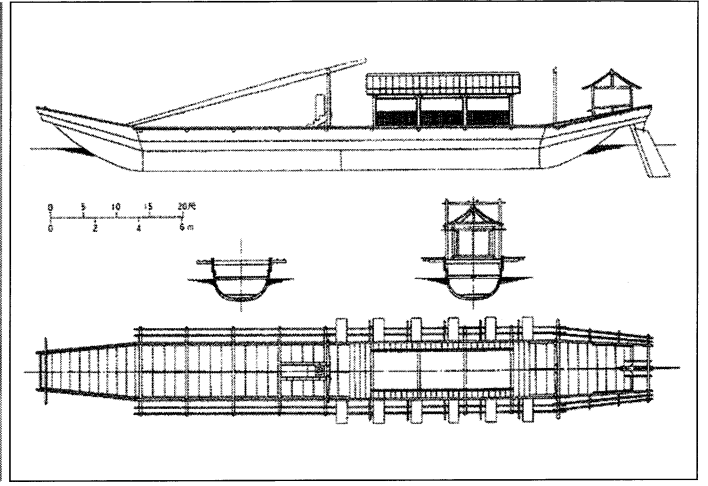
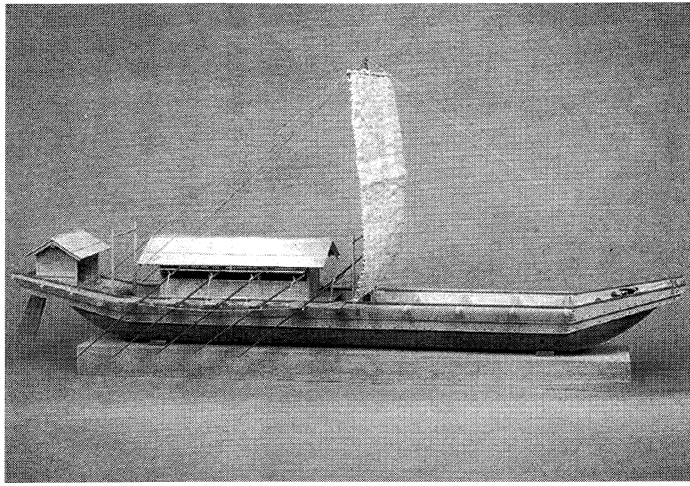
さて、平安時代の貴族が淀川水系などの河川で利用した船、あるいは後の鎌倉時代における元寇の際に戦った日本の兵船の多くは、川舟を基本設計としたものでした。また源平合戦時代の兵船（軍船）も、戦国時代の軍船とは異なり、平時は莊園年貢などの物資を輸送する、一般廻船（商船）の転用だったと考えられます。

一方、鎌倉時代には川舟を改良し、大型海船として準構造船が存在しました。これは元寇時に兵船の一部として参戦しましたが、元々は荷船として就航した船でした。

図は、鎌倉時代の資料『北野天神縁起』絵巻に描かれていた絵と、これを基に復元した大型海船の推定図と模型です。これは、200石積程度の準構造船で、運行には概ね10名前後の水手（漕ぎ手）が必要だったと思われます。櫓棚は図では片舷4枚、両舷で8枚の計8人漕ぎになっていますが、これは必要に応じて増減が可能でした。

また、6反帆の筵帆は全幅が船幅のほぼ2倍あり、原則として順風時





のみ使用し、漕櫓の際は帆は帆はたたんで、帆柱を船体前方へ倒して航行しました。この起倒式帆装は、北前船や菱垣廻船などの舟才船にも引き継がれ、明治時代に至る長期にわたり利用されました。

頼朝も深く崇敬し、社領神宝を寄せた。また、北条政子や源頼家が縁の品が収められている。

県外視察報告

十一月二十九日

源頼朝流刑の地

静岡県伊豆市

伊豆の国市

三島市

熱海市

昨年度に引き続き源頼朝を主軸に据え、妻である北条政子や、息子の実朝、それにまつわる伝承を今回のテーマとして、平治の乱にて敗れ配流された地をはじめ、頼朝に縁のある場所を訪ねました。

・伊豆山神社（静岡県熱海市）

源頼朝が流刑された際、再興を誓った。後に関八州鎮護と称え、多くの社領を寄進した。

・三嶋大社（三島市）



三嶋大社本殿（三島市）

・願成就院（伊豆の国市）

北条時政が頼朝の戦勝を祈願して建立したとされる。

・蛭ヶ島公園（伊豆の国市）

頼朝が配流されたとされる地。



蛭ヶ島の夫妻 頼朝・政子の像

・修善寺（伊豆市）

頼朝の弟範頼や、頼朝の実子頼家が幽閉された場所。

平成二十三年文化財保護事業

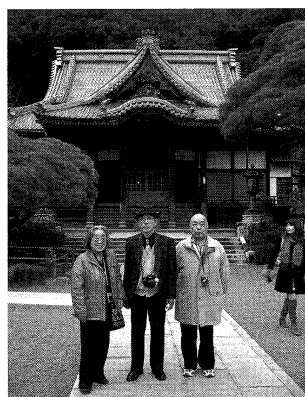
◎文化財広報啓発事業

- ・文化財だより二十五号発行
- ・町民センター・民俗資料館 展示事業

各施設での企画展示を実施

◎文化財審議委員調査研究事業

十一月二十九日、源頼朝配流の地（静岡県）の視察研修を実施



修善寺（伊豆市）

◎文化財審議委員協力事業

- ・教養講座くすのきゼミ講師 十月二十六日

『古文書入門編』

十一月十二日
真鶴町指定文化財を読む

『真鶴町再発見岩地区編』

町重要文化財第十三次指定から探る、岩地区の歴史

・真鶴町「ふるさと教育」研修会

八月八日

『真鶴石材採石史散策』

（発展編）